

一問一答方式による



一般質問

医療・福祉の充実



渡辺ふさ子

問 国民健康保険（国保）の東日本大震災の被災者の医療費一部負担金について、来年4月以降も免除を継続すべきではないか。

市長 国の財政支援措置が見込めませんので、継続は難しいと思います。

問 国保法第44条（窓口負担の減免）を活用しての実績を伺う。

健康福祉部長 平成24年10月から25年3月までの東日本大震災の被災者の一部負担金の免除措置を、この条文を根拠に行っており、958世帯1739名に対し適用を行っています。

問 制度の周知はどのようにしているのか。

健康福祉部長 市のホームページ、窓口相談、医療機関で、また、大震災関連は、広報でお知らせしています。
問 乳幼児医療費助成の所得制限をなくしてはどうか。

市長 対象年齢の拡大にウエイトを置いていく方がいいと思いますので、所得制限をなくすことは難しいと思います。

水道停止せず対応を

問 水道料金の滞納者に対し、これまでどおり供給を停止せず、福祉的な措置で対応すべきではないか。

市長 どうしても払えない人への給水停止は、岩沼の歴史ではなかったと思いますし、今後もそういうことはありません。しかし、悪質な人たちに対しては厳しく臨まざるを得ません。

近隣自治体との広域連携



大友 克寿

問 宮城県南の被災自治体である名取市・岩沼市・亘理町・山元町の2市2町は、復興へ向けた課題の共有検討をさらに進めていくべきだと思いがどうか。

市長 被災地の市長・町長

が一堂に会して国や県と意見を交換する場があります。その中で、自治体間で事業の調整が必要な部分については県が責任を持って行うようになっていきます。また2市2町で、亘理名取地区広域行政連絡協議会を活用して、復興に関する情報交換や共同で事業ができるようにすれば、それを考えていくべきではないかと思えます。

広域の観点必要では

問 近隣自治体2市2町として、広域連携の観点に立った復興ビジョン及び行動計画の作成が必要であると思いがどうか。

市長 復興計画や復興ビジョン等については、それぞれの自治体が立案することになっていきます。また、復興交付金については、それぞれの自治体において復興計画に掲げた事業に基づいて申請し、交付されるということです。広域連携の計画については、国が交付金の対象として考えていないことから、震災の復興という部分についての広域連携は、なかなか難しいと考えます。

東日本大震災に係る市独自支援策



布田 恵美

問 移転促進区域を除いた津波浸水区域において、住宅再建する際の宅地かさ上げ補助対象件数は、どのように把握しているのか。

建設部長 対象戸数については、おおむね50戸程度を考えています。

問 対象となる工事内容についてはどうか。
建設部長 盛り土工事等により、現地盤から50センチ以



復興交付金制度を紹介する復興庁のホームページ